

による。出荷額が直接とれないもの、たとえば木材、鋼材などは、出荷数量に単価を乗じて推計する。その場合、出荷数量は、「林業統計要覧」、「木材需給統計」、「農林省統計表」(以上農林省)、「鉄鋼統計年報」(通商産業省)および関係省庁資料による。また、単価は主として「産業連関表」の単価を「卸売物価指数」(日本銀行)で補間あるいは補外して算出したものを、業界および関係省庁の資料を参考に修正し、推計する。

ii 輸出入、在庫変動率、運賃率、マージン率および需要先別配分比率 機械器具の場合と同じである。

iii 主要資材費比率 建設業者の資材購入総額を建設工事経費総額に拡大するため、建設種類別に主要資材費比率(資材購入総額÷建設工事経費総額)を「産業連関表」および「法人企業統計年報」(大蔵省)から作成し、これによって建設種類別に建設工事経費総額を推計する。

vi 粗付加価値 粗付加価値を雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当および間接税の4項目に分け、それぞれについて「産業連関表」の当該数から補間・補外する。各項目の推計方法は次のとおりである。

(i) 雇用者所得 「産業連関表」の計数×(賃金指數×雇用指數)－一般失業対策費
賃金指數および雇用指數は「労働統計調査月報」(労働省)から作成し、一般失業対策費は「地方財政統計年報」(自治省)の失業対策事業費に0.8を乗じて求める。

(ii) 営業余剰 (産業連関表の計数－資本減耗調整額)×営業損益指數
営業損益指數は、「法人企業統計季報」(大蔵省)の1社当たり営業損益に建設業者登録数(建設省)を乗じ、アクティビティ・ベースに修正して算定する。資本減耗調整額は、「産業連関表」の営業余剰とコモディティ・フロー法で使用した営業余剰との差額である。

(iii) 資本減耗引当 国民所得統計の建設業の資本減耗引当×1.065
1.065はアクティビティ・ベースに換算するための係数である。

(iv) 間接税 産業連関表の係数×間接税指數。

間接税指數は、経済企画庁総合計画局作成のものによる。

v すえつけ費 建設工事高は、重機械などのすえつけ費を含んで推計されているので、それを控除する。控除するすえつけ費の額は、機械器具で述べた〔ア.(イ). vi〕と同額である。

vi 取替資産 鉄道用レールおよび電線などの取替え分は、固定資本形成とはみなさず、建設工事高から控除する。鉄道用レールについては「鉄道統計年報」(運輸省)から、また、電線などについては電力会社の営業報告書から、それぞれその取替え分を求める。

ウ 大動物植物

(ア) 動物

乳牛(2歳以上)、役用牛(2歳以上)、馬(3歳以上)、めん羊(1歳以上)およびヤギ(1歳以上)で、かつ主として雌を対象とし、次の方法で推計する。

〔年度末家畜飼養頭数－(年度初家畜飼養頭数－一年度間と殺頭数)〕×成畜價格
家畜飼養頭数および殺頭数は「農林省統計表(畜産の部)」(農林省)から、また、成畜價格は「農畜産業用固定資産評価標準」(農林省)から求める。

(イ) 植物

果樹の成園面積の増分を次の方法で評価し、推計する。
果樹成園面積の増分 × 成園育成價格
果樹成園面積の増分は「農林省統計表(果樹の部)」(農林省)から、また、成園育成價格は、「農畜産業用固定資産評価標準」(農林省)から求める。

(3) 民間総固定資本形成

ア 年度額の推計

物的推計方法によって求めた国内総固定資本形成〔(2)参照〕から、政府総固定資本形成〔(5)参照〕を差し引いて求める。

算式は次のとおりである。

民間総固定資本形成=国内総固定資本形成
－政府総固定資本形成

民間住宅=総住宅(建設省推計)－政府住宅
民間企業設備=民間総固定資本形成－民間住宅

イ 四半期額の推計

アで述べた年度額を人的推計方法によって求める民間住宅および民間企業設備の四半期〔(4)参照〕

の傾向で配分して求める。

ウ 物的方針と人的方針の両推計値間のかい離(調整項目)

国内総資本形成の主体別分類および国内総固定資本形成の産業別分類のうち、総固定資本形成の計数は、総額には、物的方針による推計結果を採用し、主体別および産業別の各項目には人の方針による推計結果を掲上してある。この結果として、物的方針による総額と人の方針による主体別あるいは産業別の各項目の総和には、両推計方法の相違によりかい離が生ずる。両者のかい離は、民間総固定資本形成または総固定資本形成に、それぞれ調整項目として示してある。なお、この関係を算式で示せば次のとおりである。

物的方針によく人の方針によく総固定資本形成の推計値

その内訳は、

物的方針によく人の方針によく住宅分の調整項目

物的方針によく人の方針によく住宅以外分の調整項目

(4) 民間総固定資本形成の人的推計方法

人的推計方法は、主体別(個人部門および法人部門)、産業別および資産種類別(住宅および企業設備別)に区分して、最終需要者の購入の段階でとらえる支出接近法で行なう。四半期計数および年度計数の推計方法は以下のとおりである。

ア. 個人部門

個人部門は家計住宅、対家計民間非営利団体および個人企業(産業別)からなっており、次のように推計する。

(ア) 家計……住宅の新增改築分であり、一般住宅分譲住宅および農家住宅別に四半期ごとに推計する。

i 一般住宅 農家以外の一般家計住宅の新增改築分であって、次式によって推計する。

$$H_{n-t} = SH_t \times \frac{PSH_t'}{SH_t'} \times Mn + \left(KH_t \times \frac{PKH_t'}{KH_t} - FH_t \times \frac{PFH_t'}{FH_t} \right) \times 0.7 \times Mn$$

ただし、

$H_n = n$ 年度 第t四半期 の一般家計の住宅建設の推計値

$SH_t = t$ 四半期 の居住専用建築物の工事進ちょく額

(注) 上記の工事進ちょく額とは建設省調査による用途別、構造別平均工期を用い、工事着工予定額を進ちょくベースに転換したものである。(以下の工事進ちょく額も同じである。)

$SH_t' = t$ 四半期 の居住専用建築物の工事着工予定額〔建築着工統計〕(建設省)

$PSH_t' = t$ 四半期 の個人居住専用建築物の工事着工予定額〔建築着工統計〕(建設省)

$KH_t = t$ 四半期 の居住産業併用建築物の工事進ちょく額

$KH_t' = t$ 四半期 の居住産業併用建築物の工事着工予定額〔建築着工統計〕(建設省)

$PKH_t' = t$ 四半期 の個人居住産業併用建築物の工事着工予定額〔建築着工統計〕(建設省)

$FH_t = t$ 四半期 の居住農林水産業併用建築物の工事進ちょく額

$FH_t' = t$ 四半期 の居住農林水産業併用建築物の工事着工予定額〔建築着工統計〕(建設省)

$PFH_t' = t$ 四半期 の個人居住農林水産業併用建築物の工事着工予定額〔建築着工統計〕(建設省)

0.7=居住産業併用建築物の居住部分の比率
 $M_n = n$ 年度の居住専用漏れ修正率(建設省調査)

$M_n = n$ 年度の居住産業併用漏れ修正率(建設省調査)

ii 分譲住宅…商品として購入したものであって、次式によって推計する。

$$H_n \cdot t = (Kt + 0.7 \times Kt') \times Dn$$

ただし、

$H_n \cdot t = n$ 年度第t四半期の分譲住宅の推計値
 $Kt = t$ 四半期の会社の居住専用建築物の工事着工予定額〔建築着工統計〕(建設省)

$Kt' = t$ 四半期の会社の居住産業併用建築

物の工事着工予定額

0.7=居住産業併用建築物の居住部分の比率

D_n=n年度の会社の分譲住宅比率

$$(D_n = \frac{J_n}{L_n})$$

L_n=n年度の会社(床面積)

J_n=n年度の会社(床面積) 分譲住宅

iii 農家住宅…農家の建設する建物の新增改築分のうち居住用部分であって、次式によって推計する。

$$Hn \cdot t = h_n \times \frac{h'_t}{\sum_{i=1}^4 h'_t} \times 0.5 \times F_t$$

ただし、

H·n·t=n年度第t四半期の農家の住宅新增改築分の推計値

h_n=n年度の1戸当たり平均農家建物新增改築額(「農家経済調査」(農林省))

0.5=居住部分比率(建物の80%は母屋であり、そのうち60%が居住用であると仮定している。)

h'_t=t四半期の1戸当たり平均農家建物新增改築額(「農林水産統計月報」(農林省))

F_t=t四半期の農家戸数(「農業センサス」(農林省)を調査基準年次として中間年次および四半期を「農業調査(農林省)」で補間または補外として求める。)

(i) 対家計民間非営利団体…民間非営利団体のうち、家計にサービスを提供する団体だけを別掲し、次式により推計する。

$$I_t = \frac{C_t \times \frac{nC_t}{C_t}}{\sum_{i=1}^4 C_t \times \frac{nC_t}{C_t}} \times (Q_n \times N_t)$$

ただし、

I·n·t=n年度第t四半期の対家計サービス民間非営利団体の固定資本形成の推計値

C_t=t四半期の公務・文教用工事進ちょく額

C'_t=t四半期の公務・文教用の工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

nC'_t=t四半期の会社でない団体の公

務・文教用工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

Q_n=n年度1団体(対家計サービス)当たり建物新・増・改築額(「民間非営利団体等消費・投資実績調査」(経済企画庁))

N_n=n年度対家計サービス民間非営利団体数(「事業所統計調査」(総理府統計局))

(ii) 企業設備…個人企業の住宅以外の総固定資本形成であり、産業大分類別に次式により四半期ごとに推計する。

i 農業

$$FI \cdot n \cdot t = F_t \times \left(\frac{m_t}{\sum_{i=1}^4 m_t} \times I_n \right)$$

ただし、

FI_n=n年度第t四半期個人農業の設備投資の推計値

F_t=第t四半期の農家戸数(ア.iiiの農家住宅の場合と同じである。)

m_t=第t四半期の1戸当たり平均固定資産購入額(農林省)

I_n=n年度の1戸当たり平均固定資産購入額(農家経済調査年報)の固定資産購入額から建物の50%と土地購入分とを控除したもの。

(農林省)

ii 製造業、卸売・小売業および昭和37年度以降のサービス業

各産業別に次式により推計する。

$$I \cdot n \cdot t = (i_t \times \alpha) \times N_t + (E_t \times \frac{PE_t}{E_t} + G_t \times \frac{PG_t}{G_t} \times 0.3) \times \beta$$

ただし、

I·n·t=n年度第t四半期の設備総固定資本形成の推計値

i_t=1業主当たり機械設備およびその他建設(「個人企業経済調査」(総理府統計局))

α =非建物比率(「個人企業経済調査」(総理府統計局))

N_t=第t四半期の個人業主数(「昭和35年および45年国富調査」(経済企画庁))に用いられた計数を労働力調査

の自営業主数によって補間および補外したものである。

E_t=第t四半期の産業用工事進ちょく額

E'_t=第t四半期の産業用工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

PE'_t=第t四半期の産業用個人工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

G_t=第t四半期中の居住産業併用工事進ちょく額

G'_t=第t四半期中の居住産業併用工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

PG'_t=第t四半期中の居住産業併用個人工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

β =建築着工統計調査修正率(脱漏分)(建設省調査)

0.3=居住産業併用のうち非居住用部分の比率(建設省調査)

iii 林水産業、鉱業、建設業、金融・保険・不動産業、運輸・通信・公益事業および昭和36年度以前のサービス業

各産業別に「建築着工統計」(建設省)と「法人企業投資実績調査」(経済企画庁)を用いて次式により推計する。

$$I \cdot n \cdot t = (E_t \times \frac{PE_t}{E_t} + G_t \times \frac{PG_t}{G_t} \times 0.3) \times \beta \times \frac{AI}{HC}$$

ただし、

I·n·t=n年度第t四半期の設備投資の推計値

E_t=第t四半期の産業用工事進ちょく額

E'_t=第t四半期の産業用工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

PE'_t=第t四半期の産業用個人工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

G_t=第t四半期の居住産業併用工事進ちょく額

G'_t=第t四半期の居住産業併用工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

PG'_t=第t四半期の居住産業併用個人工事着工予定額(「建築着工統計」(建設省))

0.3=居住産業併用のうち産業用部分の比率

β =建築着工統計修正率(脱漏分)(建設省調査)

AI=「法人企業投資実績調査」の資本金1億円未満企業の総固定資本形成(昭

和45年度 投資実績調査(経済企画庁)

HC=AIに対応する非住宅建築投資額

i 法人部門

法人部門の推計は、法人企業として産業別に「法人企業統計季報」(大蔵省)の固定資産新設額を使用して推計する。しかし、「法人企業統計季報」(大蔵省)(以下「季報」という。)の調査範囲外となっている次の項目のうち、ii, iiiについては別途推計する。

i 資本金200万円未満階層の一般法人(ただし、48年度以降は、「季報」の調査対象が資本金1000万円以上となったことにともない、資本金200万円以上を1000万円以上と読みかえる。)

ii 金融保険法人

iii 対企業サービス民間非営利団体

iv 法人住宅

また、「季報」調査上、標本法人の調査対象期間中の固定によるものと標本選定時期と調査対象期間との時期的ズレ等による脱漏となっている。

v 新設法人

vi サンプル補整分

は別途推計し、「季報」の固定資産新設額に加算する。

vi 主体別、産業別推計

i 一般法人(資本金200万円未満階層の一般法人を含む。)

産業(中分類)別に次式によって推計する。

$$In \cdot t = It \times \frac{AK_t}{BK_t}$$

ただし、

In·t=n年度第t四半期の全規模一般法人の総固定資本形成の推計値

It=第t四半期の「季報」の固定資産新設額

AK_n=n年度の「法人企業統計年報」の全規模有形固定資産額(大蔵省)

BK_n=n年度の「法人企業統計年報」の資本200万円以上の有形固定資産額(大蔵省)

ii 金融保険法人

金融保険法人は市中銀行、日本銀行、信託、保険、証券業、農村漁業関係金融機関、信用組合および金庫等からなっており、それぞれ

次式により推計する。

(i) 銀行、保険、証券業

「法人企業投資実績調査」(経済企画庁)の金融保険業設備投資額を採用する。四半期には、(日本銀行「経済統計月報」に掲載されている各社の営業用有形固定資産増加)+(「法人投資実績調査」から求めた減価償却率を用いて前期の営業用有形固定資産残高から算出した減価償却費)で分割する。ただし、「法人投資実績調査」が実施されてない昭和30年度以前については、農林漁業関係金融機関と同様の方法で推計する。

(ii) 農林漁業等関係金融機関

残高増減法により次式により推計する。

$$I_{n-t} = (K_t - K_{t-1}) + \frac{1}{4}\alpha \times \left(\frac{K_t + K_{t-1}}{2} \right)$$

ただし、

I_{n-t} =n年度第t四半期の農林漁業関係金融機関の総固定資本形成

K_t =第t四半期末の同機関の営業用有形固定資産残高「農林金融」(農林金融金庫)

α =n年度の減価償却率

iii 対企業サービス民間非営利団体

対事業所サービス、教育およびその他の企業からなっており、法人企業の「サービス業」に分類される。推計式は、次式のとおりである。

$$In-t = \frac{C_t \times \frac{mC_t}{C_t}}{\sum_{i=1}^4 C_t \times \frac{mC_t}{C_t}} \times (Q_n \times N_n)$$

ただし、

$In-t$ =n年度第t四半期の対企業サービス民間非営利団体の総固定資本形成の推計値

C_t =t四半期の公務・文教用工事進ちょ額

C'_t =t四半期の公務・文教用工事着工予定額(建築着工統計)(建設省)

mC_t =t四半期の会社でない団体の公務・文教用の工事着工予定額(建築着工統計)(建設省)

Q_n =n年度1団体(対企業サービス)当たり設備投資実績額(民間非営利団体等消費・投資実績調査)(経済企画庁)

$N_h = n$ 年度対企業サービス民間非営利団体数(「事業所統計調査」(総理府統計局))

iv 法人住宅

社員住宅(給与住宅)であり、推計方法は(i)の資産種類別を参照されたい。

v 新設法人(当該年度分)

「季報」の資本金1億円未満法人の母集団の固定により、把握漏れとなる当該年度中の新規設立法人分の総固定資本形成を次式により産業別に推計する。

$$SIn-t = \sum_{b=1}^5 (S_{n^b} \times M_{t^b}) \times \frac{1}{2}$$

$$S_{n^b} = \frac{\sum_{t=1}^4 I_{t^b}}{N_{n^b}}$$

$$ASIn-t = SIn-t \times \frac{AIn-t}{In-t}$$

ただし、

$SIn-t$ =n年度第t四半期の新設法人の総固定資本形成の推計値

S_{n^b} =n年度の資本金規模bの1法人当たり固定資産新設額

I_{t^b} =第t四半期の資本金規模bの固定資産新設額(「法人企業統計季報」(大蔵省))

N_{n^b} =n年度の資本金規模bの法人数(「法人企業統計年報」(大蔵省))

$AIn-t = n$ 年度第t四半期のA産業(中分類)新設法人分の総固定資本形成

M_{t^b} =第t四半期の資本金規模bの新設法人数(「法務統計月報」(法務省),昭和36年度以前は「国税庁統計年報」(法務省・国税庁))

$In-t = (ア)・i$ で求めたn年度第t四半期の全規模一般法人の総固定資本形成の推計値

$AIn-t$ =上記 $In-t$ のうちA産業分

b=資本金規模1億円未満階層の資本金による5階級分類

$$\frac{1}{2}=新設額補整分$$

vi サンプル補整分

これは、「季報」の母集団名簿の1年のズレ

によるもの(前年度中新設法人分)であり、資本金1億円~10億円階層の法人分と1億円未満階層の法人分の2種の補整分であって、以下により推計する。

(i) 前年度新設法人分(資本金1億円未満)

$$SIn-t = \left[\sum_{b=1}^3 \left(\sum_{t=1}^4 CI_{t^b} \right) \times \left(\frac{N_{n+1}^b - 1}{N_{n+1}^b} \right) \right] \times \frac{CI_t}{\sum_{t=1}^4 CI_t}$$

$$ASIn-t = SIn-t \times \frac{AIn-t}{In-t}$$

ただし、

$SIn-t$ =(n-1)年度中に新設された法人のn年度第t四半期の総固定資本形成値

CI_t =第t四半期の資本金b規模の固定資産新設額(「法人企業統計季報」(大蔵省))

N_{n+1}^b =n年度第4四半期の資本金b規模階層の法人数(「法人企業統計季報1~3月期」(大蔵省))

$N_{n+1,t}^b$ =n+1年度第1四半期の資本金b規模階層の法人数(「法人企業統計季報4~6月期」(大蔵省))

CI_t =第t四半期の資本金1億円未満階層の固定資産新設額(「法人企業統計季報(大蔵省)」)

$AIn-t = n$ 年度第t四半期のA産業の(n-1)年度中に新設された法人の総固定資本形成

$In-t = (ア)・i$ で求めたn年度第t四半期の全規模一般法人の総固定資本形成の推計値

$AIn-t$ =上記 $In-t$ のうちA産業分

b=資本金1億円未満から200万円以上を3階層に分類

(ii) 資本金1億円~10億円階層分

次式により推計する。

$$SIn-t = xSIn + ySIn$$

$$ASIn-t = SIn-t \times \frac{AIn-t}{In-t}$$

$$xSIn = \frac{CI_t}{N_t} \times M_t$$

$$ySIn = \frac{1}{2} \left(\frac{CI_t}{N_t} + \frac{CI_t}{N'_{n,t}} \times \frac{1}{2} \right) \times M_t^2$$

$$M_t^2 = \left\{ \left[(NT_{(n+1)} - NT_n) - \sum_{t=1}^4 M_t \right] \times \frac{\alpha_t}{\sum_{t=1}^4 \alpha_t} \right\} - N_t^*$$

ただし、
 $SIn-t$ =n年度第t四半期の資本金1億円~10億円階層補整分総固定資本形成推計値
 $xSIn$ =n年度第t四半期の資本金1~10億円階層補整分総固定資本形成の新規設立法人分の推計値

$ySIn$ =n年度第t四半期の資本金1億円~10億円階層補整分総固定資本形成の増資による増加法人分の推計値
 CI_t =資本金1億円~10億円階層の第t四半期の固定資産新設額(「法人企業統計季報」(大蔵省))

M_t^2 =n年度第t四半期の資本金1億円~10億円の新規設立法人数(「法務統計月報」(法務省))

CI_t' =資本金0.5億円~1億円階層の第t四半期の固定資産新設額(「法人企業統計季報」(大蔵省))

N_t =資本金1億円~10億円階層の第t四半期の法人数(「法人企業統計季報」(大蔵省))

N_t' =資本金0.5億円~1億円階層の第t四半期の法人数(「法人企業統計季報」(大蔵省))

M_t^2 =n年度第t四半期の資本金1億円~10億円階層の増資による增加法人数の推計数
 NT_n =n年度第4~6月期「季報」の6月末資本金1億円~10億円階層の法人数(「法人企業統計季報」(大蔵省))

α_t =資本金1億円~10億円階層の増資による増加法人数(「法務統計月報」(法務省))

N_t' =n年度第t四半期の資本金1億円~10億円階層の増加法人の追加済法人数(「法人企業統計季報」(大蔵省))

$ASIn-t$ =n年度第t四半期のA産業の資本金1億円~10億円階層補正分総固定資本形成推計値
 $In-t = (ア)・i$ で求めたn年度第t四半期の全規模一般法人の総固定資本形成値

$AIn-t$ =上記 $In-t$ のうちA産業分

(4) 資産種類別推計

資産種類別推計は、法人部門についてだけ、「法人企業投資実績調査」(経済企画庁)の資産項目別設備投資の構成比によって、産業別に分配して行なう。その際(i)の(iv)の法人住宅の推計を同時に行なう。

$$AS_mIn \cdot t = \sum_{i=1}^4 AI_t \times AS_mR_n$$

ただし、

$AS_mIn \cdot t = n$ 年度第t四半期のA産業の資産種類S_mの総固定資本形成の推計値

AI_t = 第t四半期のA産業の総固定資本形成推計値

AS_mR_n = n年度のA産業の「法人投資実績調査」の資産項目設備投資S_mの構成比

m = 次の4種類に分けられている。

①住宅……「法人企業投資実績調査」の資産項目「住宅」

②非居住用建物……「同」の資産項目「非住宅」

③その他の建設……「同」の資産項目「構築物」+「土地改良工事」

④機械設備等……「同」の資産項目「機械および装置」+「船舶」+「航空機・車両運搬具」+「工具・器具および備品」+「その他」

(5) 政府総固定資本形成

ア 政府総固定資本形成の範囲

(7) 調査費および計画費

公共事業関係の調査費および計画費は、当該事業の工事費にかかるもの(「目」の調査費または計画費)だけを資本形成に含める。

(8) 事業費支弁にかかる人件費および事務費

事業費支弁にかかる職員給与・手当などの人件費および旅費・宿費・工事雜費などの事務費は資本形成に含める。

(9) 防衛支出

防衛関係の施設整備費、艦艇建造費、航空機購入費など防衛目的の支出は、耐久施設・機器等の取得のためのものであっても資本形成から除き、政府の財貨サービス経常購入に含める。

イ 住 宅

(ア) 一般政府の建設にかかるもの

(i) 中央一般政府分については、一般会計および

各特別会計の「決算書」から国家公務員宿舎施設費、公営住宅建設費補助など住宅建設関係費を集計、算出する。

(ii) 地方一般政府分については、「地方財政統計年報」(自治省)から普通建設事業費および維持補修費のうち住宅費を集計、算出する。

(iii) 上記(i), (ii)から求めた住宅建設費から、「建設業務統計年報」(建設省)、「都道府県建設事業調」「市町村普通建設事業費調」(いずれも自治省)などにより、用地費を推計控除し、これを四半期に等分する。

(イ) 政府企業の建設にかかるもの

該当するものは、日本住宅公団および地方住宅供給公社の建設する賃貸住宅である。日本住宅公団分については、公団の支出計算書から住宅建設費を求め、用地費および分譲住宅にかかる譲渡収入を控除して計算する。地方住宅供給公社分については、住宅金融公庫の公社に対する貸付額から賃貸住宅の建設費を推計し、用地費を控除して求める。

ウ 企業設備

(ア) 中央政府分

政府企業(日本住宅公団を除く)のそれぞれについて、貸借対照表中の有形固定資産(土地および減価償却引当金を除く)の前年度末・当年度末の差額を算出し、これに損益計算書から求めた減価償却費を加える。四半期額は等分による。

なお、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、水資源開発公団、新東京国際空港公団など土木工事を施行するものについては、貸借対照表上の事業用資産中は用地費が含まれているので、別途それぞれの支出計算書から用地費等を求め控除する。

(イ) 地方政府分

「地方公営企業年鑑」等から、各事業別に、資本的支出中の建設改良費を求め、これから用地費を控除する。四半期分割は等分による。

エ 一般政府

中央・地方の一般政府の行なう道路、港湾、土地改良、治水、治山、文教施設、庁舎施設など住宅以外の総固定資本形成をいう。

(ア) 中央政府

国の一般会計、特別会計の「決算書」から固定資本形成となる費目を集計し、これから下記

(ウ)により用地費を控除する。各期の支出額をもって四半期の額とする。

なお、公共事業関係費のうち補助事業分、および民間企業に対する資本補助相当額ここに含まれる。

(イ) 地方政府

普通会計については「地方財政統計年報」(自治省)の性質別決算の表から、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費(一般失業対策事業費を除く)および維持補修費を集計し、ここから国庫支出金、受託事業費を除外し、さらに下記(ウ)により用地費を控除する。

非企業特別会計については「地方公営企業年鑑」(自治省)から前記ウの(イ)と同様に年度額を計算する。

四半期分割は「地方財政事業費関係予算四半期別支出額等調べ」(自治省および経済企画庁)の調査結果等を勘案して行なう。

(ウ) 用地費

用地費は「建設業務統計年報」、「都道府県建設事業調」、「市町村普通建設事業費調」などから国の直轄事業、補助事業、地方公共団体の単独事業の別に推計し、それぞれの資金源泉に応じて控除する。

4 在庫品増加(1.9, 5.2)

在庫品増加は民間企業の在庫品増加と政府企業の在庫品増加とに大別して推計する。

民間企業、政府企業とも四半期の在庫品増加を算出した後、これを合算して年度の在庫品増加とする。

(1) 民間企業

ア 算出の順序

民間企業の在庫品増加は、法人企業と個人企業に分け、さらに産業別、種類別に区分して、次の順序により算出し、これを合算する。

まず、下記イによって名目庫残高を算出し、これを別途推計する在庫残高デフレーター(第6, 3(2)参照。)で除して実質在庫残高を求める。次に実質在庫残高の対前期末增加額として求めた実質在庫品増加に、ウにより算出した期中平均價格指数を乗じて、評価調整後を在庫品増加を求める。一方、名目庫残高の対前期末增加額として評価調整前庫品増加を求め、これから評価調整後庫品増加を差し引いたものを在庫品評価調整額とする。算出の順序は次の式のとおりである。

$$\text{① } K_{jp_t} = K_{jp'_t} / p_{jt}$$

$$\text{② } J_{p_t} = K_{jp_t} - K_{jp'_{t-1}}$$

$$\text{③ } J_{p'_t} = J_{p_t} \times p_{wt}$$

$$\text{④ } N_{jp_t} = K_{jp'_t} - K_{jp'_{t-1}}$$

$$\text{⑤ } A_{p_t} = N_{jp_t} - J_{p'_t}$$

ただし、

$$K_{jp'_t} = \text{第t四半期末名目在庫残高}$$

$$K_{jp_t} = \text{第t四半期末実質在庫残高}$$

$$J_{p_t} = \text{第t四半期末実質在庫品増加}$$

$$J_{p'_t} = \text{第t四半期末評価調整後庫品増加}$$

$$N_{jp_t} = \text{第t四半期末評価調整前庫品増加}$$

$$A_{p_t} = \text{第t四半期末在庫品評価調整額}$$

$$p_{jt} = \text{第t四半期末在庫残高デフレーター}$$

$$p_{wt} = \text{第t四半期中平均價格指數}$$

イ 名目庫残高

(ア) 法人企業

「法人企業統計季報」(以下「季報」という)および「法人企業統計年報」(以下「年報」という。いずれも大蔵省)を用いて資本金1000万円未満法人と資本金1000万円以上法人の名目庫残高を推計する。(ただし、昭和48年度以降は、「季報」の調査対象が資本金1000万円以上になったことにともない、資本金1000万円を1億円に、資本金200万円を1000万円に読みかえる。)

その際、①季報には資本金200万円未満法人は含まれていないのでその分を拡大する。

②季報はサンプル調査によるものであるためそのかたよりを補正する。③建設業、輸送用機器製造業および電気機器製造業の仕掛工事等は一部資本形成と重複するのでこれを調整する。

i 「季報」は、資本金200万円未満の法人を調査対象から除外している。

このため、「年報」による資本金1000万円未満法人のたな卸資産と資本金200万円以上100万円未満法人のたな卸資産の比率を乗じて「季報」の資本金200万円未満法人のたな卸資産相当分を推計する。

「年報」の資本金1万円~1000万円法人のたな卸資産(3か年移動平均)
e = 「年報」の資本金200万円~1000万円法人のたな卸資産(3か年移動平均)

ii 「季報」の標本選定時期と調査対象期間との

ズレおよび「季報」の標本法人数の調査対象期間中の固定によるたな卸資産のかたよりを補正する。

(i) 資本金1000万円未満法人の推計式は次のとおりである。

$$R'n = \frac{e_{n+1} \times (\text{「季報」の } n+1\text{ 年度標本の年度初残高})}{e_n \times (\text{「季報」の } n\text{ 年度標本の年度末残高})} - 1$$

(ii) 資本金1000万円以上法人の推計式は次のとおりである。

$$R'n = \frac{\text{「季報」の } n+1\text{ 年度標本の年度初残高}}{\text{「季報」の } n\text{ 年度標本の年度末残高}} - 1$$

(iii) 「季報」によって求めた期末たな卸残高およびiならびにiiで求めた e_n , $R'n$, $R'n$ を用いて次の算式により名目庫残高を求める。

a 法人企業の名目残高

$$K'jp'_{n+1} = K'jp_{n+1} + K'jp'_{n+1}$$

b 資本金1000万円未満法人の名目残高

$$K'jp'_{n+1} = \left[k'jp_{n+1} \times \left(e_n + \frac{t}{5}(e_{n+1} - e_n) \right) \right] \\ \times (1 + R'n) \times (1 + \frac{t}{4}R'n+1)$$

(t = 1, 2, 3, 4)

c 資本金1000万円以上法人の名目残高

$$K'jp'_{n+1} = k'jp_n \times (1 + R'n) \\ \times (1 + \frac{t}{4}R'n+1) \quad (t = 1, 2, 3, 4)$$

ただし、

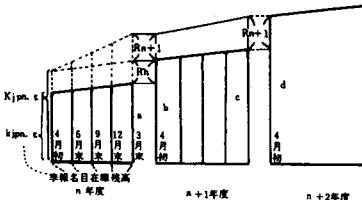
$K'jp'_{n+1}$ = n年度第t四半期末の資本金
1000万円未満法人の名目庫残高

$K'jp'_{n+1}$ = n年度第t四半期末の資本金
1000万円以上法人の名目庫残高

$k'jp_{n+1}$ = 「季報」n年度t四半期末の資本金200
万円以上1000万円未満法人のたな卸資産

$k'jp_{n+1}$ = 「季報」n年度t四半期末の資本金100
00万円以上法人のたな卸資産

以上iiの推計過程を図示すれば以下となる。



$$R'n = \frac{b}{a}, \quad R'n+1 = \frac{d}{c}$$

[なお、資本金1000万円未満法人の $k'jp_{n+1}$ は $\{e_n + \frac{t}{5}(e_{n+1} - e_n)\}$ だけ拡大する。]

iii 建設仮勘定等との重複分の調整

以下の産業について建設仮勘定等との重複分として名目庫残高から該当分を控除する。

(i) 建設業における製品および仕掛品の在庫

品増加は、建設仮勘定との重複分とみなす。

(ii) 電気機器製造業における仕掛品の在庫品

増加は、「工業統計表・産業編」(通商産業省)

により、次式の比率分を固定資本形成との重複分とみなす。(資本金1000万円以上法人のみ。)

発電機仕掛けたな卸資産

電気機器仕掛けたな卸資産

(iii) 輸送用機器製造業における製品および仕

掛品の在庫品増加は、「機械統計年報」(通商
産業省)により次式の比率分を固定資本形
成との重複分とみなす。

a 資本金1000万円以上法人

「年報」の船舶製品(仕掛け品)たな卸資産

(国内船舶分(機械統計年報))

(建造総トン数(機械工業統計年報))

×「年報」の輸送用機器製品(仕掛け品)たな

卸資産

b 資本金1000万円未満法人

「年報」の船舶製品(仕掛け品)たな卸資産

「年報」の輸送用機器製品(仕掛け品)たな

卸資産

(iv) 不動産業における原材料以外の在庫品增

加は、その大部分が転売用土地および建物

であって、国民所得勘定の概念上除外すべきものと、固定資本形成と重複するものと
であるから除外する。

(イ) 個人企業

農業、製造業、卸売・小売業およびその他の産業に分けて推計する。

i 農業

(i) 米および麦

「生産者の米穀現在高等調査結果表」(農

林省)による米(麦)の現在高に、米(麦)の生産者売渡価格を乗ずる。

(ii) その他の農作物

「農家経済調査」(農林省)の1戸当たり未処分農産物在庫に農家戸数を乗じ、この積から(i)の米および麦を差し引く。

(iii) 農業資材

「農家経済調査」(農林省)の1戸当たり未処分農業資材に農家戸数を乗ずる。

ii 個人製造業および卸売・小売業

「個人経済調査」および「労働力調査」(いずれも総理府統計局)を用いて次式により推計する。

$$K'jp_{n+1} = \left[WS_{35} + \sum_{n=1}^{N_t} jp_{n+1} \times \frac{WS_{45} - WS_{35}}{\sum_{n=1}^{45,3} jp_{n+1}} \right] \\ \times N_t \times 1$$

$K'jp_{n+1}$ = n年度第t四半期末名目庫残高

jp_{n+1} = 「個人企業経済調査」1業主当たり在庫品増加

WS_{35} = 「国富調査」(経済企画庁)昭和35年1

業主当たりたな卸資産

「昭和45年国富調査」個人事業体数

昭和45年個人業主数

WS_{45} = 「国富調査」(経済企画庁)昭和45年1

業主当たりたな卸資産

N_t = 「労働力調査」個人業主数(9ヶ月移動平均)

iii その他の産業

資本金1000万円未満法人の名目庫残高と「労働力調査」(総理府統計局)を用いて次式により推計する。

$$K'jp_{n+1} = \left[WS_{45} \times k \left\{ \left(\frac{K'jp}{C} \right)_{n+1} - \left(\frac{K'jp}{C} \right)_{35,3} \right\} \right] \times N_t \times 1$$

$K'jp_{n+1}$ = n年度第t四半期末名目庫残高

WS_{45} = 昭和45年国富調査 1事業体当たりたな卸資産

「国富調査」1事業体当たりたな卸資産増加(昭和45年~35年)

k = 資本金1000万円未満法人1社当たりたな卸資産増加(昭和45年~35年)

$K'jp$ = 資本金1000万円未満法人名目庫残高

C = 資本金1000万円未満法人会社数

N_t = 個人業主数

$$1 = \frac{\text{「昭和45年国富調査」個人事業体数}}{\text{昭和45年個人業主数}}$$

ウ 期中平均価格指数

(ア) 産業別(法人製造業だけ在庫種類別)に対応する「卸売物価指数」(日本銀行)の期中単純平均によって算出する。

(イ) ただし、個人農業については下記の指標を単純平均して算出する。

i 米および麦は「生産者売渡価格指数」(農林省)から算出

ii その他の農産物は「農村物価指数」(農林省)の農業生産物

iii 農業資材は「農村物価指数」(農林省)の農業用品

(2) 政府企業

ア 食糧管理特別会計

(ア) 算出の順序

まず、(イ)により名目庫残高を求め、名目庫残高の対前期末增加額として評価調整前庫品増加を求める。次に、(ウ)により在庫品評価調整額を求める。これを評価調整前庫品増加から差し引いて評価調整後庫品増加を求める。

(イ) 名目庫残高

年度末については、食糧管理特別会計の貸借対照表から求める。四半期末については「食糧管理統計年報」、「食糧管理業務月報」(いずれも食糧庁)等から種類別に物量の在庫残高を求め、これに貸借対照表などから求められる単価(政府売渡価格または取得価格等決算上の評価の基準として用いられるもの)を乗じて算出する。

(ウ) 在庫品評価調整額

i 国内米

国内米については、価格の改訂時期が明らかであることおよび各価格に対応する物量の増減がはつきりすることなどから次式によって算出した額を価格改訂の行なわれた四半期の在庫品評価調整額とする。

$$在庫品評価調整額(Ap) = V \times (P_1 - P_0)$$

V = 前年度末の在庫品のうち価格改訂直前に残存するもの

P_0 = 改訂前の価格

P_1 = 改訂後の価格

ii その他のもの(国内麦、輸入食糧など)
種類ごとに次式により在庫品評価調整額の年度額を計算し、各四半期に等分する。

$$\text{在庫品評価調整前} \text{在庫品增加} = V_1 P_1 - V_0 P_0$$

$$\text{在庫品評価調整後} \text{在庫品增加} = (V_1 - V_0) \\ \times P_1$$

$$\text{在庫品評価調整額} = V_0 \times (P_1 - P_0)$$

ただし、 V_0 =前年度末在庫数量
 V_1 =当該年度末在庫数量

$$P_0 = \text{前年度末価格}$$
$$P_1 = \text{当該年度末価格}$$

イ 国有林野事業特別会計および日本専売公社

(ア) 算出の順序

ア(食糧管理特別会計)と同じである。

(イ) 名目庫残高

年度末については、国有林野事業特別会計および日本専売公社の貸借対照表から求める。四半期末については前年度末との直線補間によって求める。

(ウ) 在庫品評価調整額

ア、(ウ) ii (食糧管理特別会計の在庫品のうち国内米以外のもの)と同じである。

ウ 日本国鉄道および日本電信電話公社

民間企業と同じ方法によって在庫品残高および増加額ならびに在庫品評価調整額をそれぞれ求める。ただし、名目庫残高は、年度末については貸借対照表から求め、四半期末については、前年度末との直線補間により求める。

エ その他の政府企業

年度末の名目庫残高を各企業の貸借対照表から求め、四半期末の名目庫残高を直線補間によ

り求める。次に名目庫残高の対前期末増加額を評価調整後で在庫品増加として求める。

5 輸出と海外からの所得(1.10, 6.1)および輸入と海外への所得(1.11, 6.4)

第5、3海外勘定関係項目参照。

第2. 国民所得の分配

1 雇用者所得(2.1, 3.7)

雇用者所得の推計は、賃金・俸給所得、その他の給与および手当、および社会保険雇主負担に、分けて行なわれる。

(1) 賃金・俸給

常雇、日雇をとわず、雇用者の地位にある者(ただし、常勤および非常勤の役員を除く。)の賃金および俸給所得で、臨時の給与、賞与、現物給与を含んでいる。

推計は、農林水産業および農林水産業以外の産業、サービス業、公務に分けて推計する。

ア 農林水産業

(ア) 農業

$$\text{農業雇用者所得} = \text{農業個人業主所得} \times$$

$$\frac{\text{全国平均1戸当たり農業雇用労賃}}{\text{全国平均1戸当たり農業所得}} \text{ すなはち別途推計した各年度の農業個人業主所得に、各年度の「農家経済調査」(農林省)から算出した全国平均1戸当たり農業所得に対する農業雇用労賃の比率を乗じて推計する。}$$

(イ) 林業

「産業連関表」の林業雇用者所得を基礎にして、国有林、民有林別に延長推計する。

$$\text{i 国有林分} = \text{「産業連関表」林業雇用者所得} \times \text{国有林分の年度換算額} \times$$

各年度の「国有林野事業特別会計」の人件費

$$\text{ii 民有林分} = \text{「産業連関表」林業雇用者所得} \times \text{民有林分の年度換算額} \times$$

$$\frac{\text{各年度の民有林の労賃} \times \text{雇用者数}}{\text{基準年次の民有林の労賃} \times \text{雇用者数}}$$

産業連関表は暦年計数であるので、国有、民有とともに、それぞれ速報の暦年所得額に対する年度所得額の比率を求めて産業連関表のそれぞれの所得に乘じて年度換算を行なう。

「国有林野事業特別会計」の人件費は、「国有林野事業特別会計歳入歳出決定計算書」(林野庁)の人件費の支出済歳出額による。

民有林の労賃および雇用者数は、「林業労働者職種別賃金調査」(労働省)の労賃および雇用者数による。

(ウ) 水産業

$$\text{各年度水産業雇用者所得} = \text{「産業連関表」雇用者所得} \times$$

$$\frac{\text{各年度の(雇用労賃} \times \text{経営体数} + \text{資本金1億円以上の会社の漁労関係の労務費} \times \text{人件費})}{\text{基準年次の(雇用労賃} \times \text{経営体数} + \text{資本金1億円以上の会社の漁労関係の労務費} \times \text{人件費})}$$

「産業連関表」の水産業雇用者所得の年度換算は林業と同様の方法をとる。

雇用労賃および経営体数は、「漁業経済調査」(農林省)の漁家、企業体の雇用労賃および人件費をとる。

なお、資本金1億円以上の会社は、「漁業経済調査」の調査対象になっていないので、農林省資料から漁労関係の労務費および人件費を推計して加算する。

イ 農林水産業以外の産業

推計は、四半期別、産業別に行なわれ、さらに公務を除く産業については、常用雇用者の賃金・俸給所得と日雇い労働者の賃金所得とに分けて推計する。

常用雇用者の賃金・俸給所得は、従業員規模別に30人以上と1人~29人別に、それぞれの産業別1人当たり賃金・俸給(基礎資料の関係で、常用雇用者のほかに常勤役員を含める。)に、それぞれに対応する雇用者数(1人当たり賃金・俸給に合わせて、雇用者のほかに常勤役員を含める。)を乗じ、常勤役員給料手当を含む常用雇用者の賃金・俸給所得を推計し、これから常勤役員給料手当を控除することによって求める。

日雇い労働者の賃金所得は、従業員規模30人以上と、1人~29人の日雇い1人当たり賃金所得にそれぞれ対応する雇用者数を乗じて推計する。

(ア) 1人当たり賃金・俸給

$$\text{i 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融保険・不動産業、運輸・通信・電気・ガス・水道業。}$$

これらの産業について、それぞれ以下の方法によって推計する。

(イ) 常用雇用者1人当たり賃金・俸給

$$\text{a } 30\text{人以上規模} 1\text{人当たり賃金・俸給} = \text{現金給与総額} + \text{現物給与見積額} (\text{きまつて支給する給与} \times \text{現物給与の比率})$$

現金給与総額および、きまつて支給する給与は「毎月勤労統計甲調査」(労働省)による。現物給与の比率は、「労働費用調査報告」(労働省)により推計する。

$$\text{b } 1\text{人} \sim 29\text{人規模} 1\text{人当たり賃金・俸給} = (5\text{人} \sim 29\text{人規模の1人当たり賃金・俸給} \times \text{人員ウエイト} + 1\text{人} \sim 4\text{人規模の1人当たり賃金・俸給} \times \text{人員ウエイト}) / 100$$

$$\text{(ア) } 5\text{人} \sim 29\text{人規模} 1\text{人当たり賃金・俸給} =$$

$$= \text{現金給与総額} + \text{現物給与総額}$$

(b) 1人~4人規模1人当たり賃金・俸給 = 1人~4人規模のきまつて支給する給与 (= 5人~29人規模のきまつて支給する給与 × 各年7月の1人~4人規模と5人~29人規模のきまつて支給する給与の格差) + 1人~4人規模の特別に支払われた給与(5人~29人規模の特別に支払われた給与 × 各前年の8月から各年の7月までの1人~4人規模と5人~29人規模の特別に支払われた給与の格差) + 食事評価額

人員ウエイトは、「事業所統計調査」(総理府統計局)から、1人~29人規模の常用雇用者数に占める5人~29人規模の常用雇用者数と、1人~4人規模の常用雇用者数の割合をとる。

5人~29人規模の現金給与総額および現物給与総額は、「毎月勤労統計乙調査」(労働省)による。

1人~4人規模の「きまつて支給する給与」は、各四半期の5人~29人規模のきまつて支給する給与に、各年7月の同給与と各年1回実施される「毎月勤労統計特別調査」(労働省)による同月の1人~4人規模のきまつて支給する給与の格差を乗じて推計する。

1人~4人規模の「臨時給与」は、各四半期の5人~29人規模の特別に支払われた給与に、各前年の8月から各年の7月までの同給与と「毎月勤労統計特別調査」による、同期間の1人~4人規模の特別に支払われた給与の格差を乗じて推計する。

1人~4人規模の食事評価額は、「毎月勤労統計特別調査」(労働省)の各年7月の食事評価額を次の年の6月まで継承して計上する。なお、30人以上規模は、現物給与見積額に、5人~29人規模は、現金給与総額にすでに含まれているので、推計の必要はない。

(イ) 日雇い労働者の1人当たり賃金・俸給

$$\text{a } 30\text{人以上規模} 1\text{人当たり賃金・俸給} = 30\text{人以上規模} 1\text{人当たり現金給与総額} \times \text{労働日数}$$

$$\text{b } 1\text{人} \sim 29\text{人規模} 1\text{人当たり賃金・俸給} =$$